

会議案第 1 号

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年(2017 年)10 月 12 日

提出者	獅 山 向 洋
賛成者	谷 口 典 隆
賛成者	辻 真理子
賛成者	和 田 一 繁
賛成者	上 杉 正 敏
賛成者	奥 野 嘉 己
賛成者	西 川 正 義

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例

彦根市城山観覧料徴収条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 5 条関係)

城内観覧料

区分		観覧料	玄宮園のみの観覧料
個人	一般	700 円	200 円
	小中学生	200 円	100 円
団体	30 人以上	一般	630 円
		小中学生	180 円
	100 人以上	一般	560 円
		小中学生	160 円
	300 人以上	一般	490 円
		小中学生	140 円

備考 上記の金額は、1 人 1 回当たりの金額とする。

付 則

この条例は、平成 29 年 12 月 11 日から施行する。